

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第248号

【目 次】

流通・取引慣行ガイドラインの 平成29年改正について…………… 1	研究班の動き…………… 5
東 條 吉 純	所員の異動…………… 6
I S N L (国際原子力法スクール) 2017参加等報告…………… 3	新着図書案内…………… 6
栗 林 克 也	
戸 本 武 志	

流通・取引慣行ガイドラインの平成29年改正について

立教大学法学部教授 東條 吉純

改正の経緯

本年の6月16日、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（流通・取引慣行ガイドライン）（平成3年7月11日公取委事務局）の改正が公表された。流通・取引慣行ガイドラインは、事業者間の広範な取引に対する独禁法の運用指針を定め、もつとも多く参照され、かつ、実務・学説にも多大な影響を与えてきたガイドラインである。

本ガイドラインは、平成3年の制定以降、長らく内容の見直しを伴う改正は行われなかったが、今回の改正に先立つ平成27年3月の改正によって、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の考え方、再販売価格維持行為の「正当な理由」についての考え方等が明確化された。また、平成28年5月の改正によって、「市場における有力な事業者」の基準に

ついて、「市場シェア10%以上」から「市場シェア20%を超える」へと引き上げられ、「その順位が上位3位以内」（順位基準）が廃止された。ただし、これらは部分的な改正にとどまるものであり、全体見直しが行われたのは、今回の改正が初めてである。

本ガイドラインが制定された直接のきっかけは、日米構造問題協議（平成元年～平成2年）であり、当時の日米貿易不均衡問題の解決に向け、日本市場の閉鎖性（排他的取引慣行、系列、内外価格差等）の是正が強く求められたことによる。こうした制定当時の状況を色濃く反映して、旧ガイドラインでは、外国事業者等の日本市場へのアクセスを阻害すると考えられた様々な取引慣行について、財の性質に応じて、第1部（生産財・資本財にかかる事業者間取引の継続性・排他性）と第2部（消費財にかかる流

通取引慣行) とに分けて記述する等、非体系的な構成がとられていた。そのため、同種の行為に対する考え方が第1部と第2部に重複して記述される(又は、記述されない)等、構成の分かりにくさが従来から指摘されてきた。もとより、独禁法は商品・役務の取引一般を対象としており、生産財・資本財と消費財とで考え方を異にするものではなく、これらを区別する実益はない。

また、本ガイドライン制定から約25年が経過し、競争政策の強化や規制緩和の促進、大手メーカー主導による強固な流通系列の衰退、Eコマースの発展・拡大とビジネスモデルの多様化等、日本の流通・取引慣行を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした取引実態の変化等を踏まえ、構成の大幅な変更及び適法・違法性判断基準の更なる明確化を行い、より分かり易く汎用性のあるガイドラインの策定を目指したのが今回の改正である。以下、その概要と雑感を述べる。

構成の大幅な変更

垂直的制限行為については、旧ガイドラインにおける財の性質に応じた区別(第1部・第2部)をとりやめ、同種の行為類型を統合する等して、旧ガイドラインの第2部を中心として再構築が行われた。これが新ガイドラインの第1部「取引先事業者の事業活動に対する制限」である。これに伴い、「メーカー」や「流通業者」といった用語は、多くの場合、「事業者」という一般的な用語に置き換えられ、「事業者による取引先事業者に対する垂直的制限行為」を対象とした、より一般的な整理が行われている。その際、「抱き合わせ販売」が項目として追加されるとともに、過去に審判決等のない項目(例:流通業者の経営に対する関与)や別途他のガイドラインが存在する項目(小売業者による優越的地位の濫用行為)が削除された。また、新ガイドラインの第2部「取引先の選択」には、事業者間の共同行為(「顧客獲得競争の制限」, 「共同ボイコット」)と「単独の直接取引拒絶」が置かれた。なお、総代理店及び並行輸入妨害を扱った第3部については、ほとんど変更のないまま維持された。

旧ガイドラインにおいて、垂直的制限行為の対象が流通取引に限定されないことは、理論上も法適用

例からも明らかだったが、メーカー主導の流通系列を念頭に置いた具体的な記述については、オンライン市場やプラットフォーム事業をはじめ、ビジネスモデル・取引態様が多様化していく中で、公正な競争を阻害するおそれの発生へと至るさまざまな経路を想起するならば、「分かり易さ」という観点からは、早期の改正が求められていたと言える。この点、新ガイドラインでは、事業者間取引について、全体的な再構成を通じて、より一般的な整理が行われた点において高く評価される。また、近年存在感が大きくなっているオンライン取引に関連する垂直的制限行為についても、積極的に記述が加えられ、競争に及ぼす影響についての「基本的な考え方を異にするものではない」旨が明記された。

適法・違法性判断基準の更なる明確化

新ガイドラインでは、平成27年改正において追加された垂直的制限行為についての総論的記述(「基本的な考え方」, 「適法・違法性判断基準」)がさらに充実化した。とくに、違法性判断の分析プロセスについては、構成及び記述項目が整理され、明確化が図られている。

また、非価格制限行為にかかる違法性判断基準の一つである「市場閉鎖効果」について、旧ガイドラインでは、もっぱら流通取引における専売店制を念頭に置き、競争者にとって「代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれ」として説明されていたが、新ガイドラインでは、「代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、…競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれ」と改められた(第1部の3(2)ア)。排除行為の本質が、競争者の費用条件を悪化させ、その競争圧力を緩和・低減させることを目的とした戦略である以上、さまざまな排除行為の態様への当てはめが可能となるような、より抽象度の高い説明の方が適切であろう。

さらに、「市場における有力な事業者」によって行われた場合に、不正な取引方法として違反となるおそれがあるもの(=セーフハーバーの対象)について、①自己の競争者との取引等の制限(第1部の

第2の2), ②厳格な地域制限(同3(3)), ③抱き合わせ販売(同7)が該当する旨の明確化がなされた。

ところで、「市場における有力な事業者」の認定においては、対象となる「市場」を画定することが必要である。この点、「市場における有力な事業者」の項では、「一定の取引分野」の画定方法を簡略化した考え方が示されている(第1部の3(4))。同様のことは、市場閉鎖効果や公正競争阻害性の存否の判断においても該当するが、「適法・違法性判

断基準についての考え方」では、「具体的行為や取引の対象・地域・態様等に応じて、当該行為に係る取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討」する旨の記述しかない(第1部の3(1))。不公正な取引方法においては、市場画定は法令上の要件ではないが、違法性判断において市場画定を前提とする考慮要素が重要であると明示する以上、「市場」についての考え方をより充実させることが望ましい。

(とうじょう・よしずみ=立教大学法学部教授)

ISNL(国際原子力法スクール)2017参加等報告

研究員 栗林 克也

研究員 戸本 武志

1. はじめに

2017年8月21日から9月1日までの2週間にわたって、フランス・モンペリエにて、OECD/NEA(経済協力開発機構/原子力機関)による国際原子力法スクールが開催され、これに当研究所から栗林研究員および戸本研究員の2名が参加した。また、9月4日にはOECD/NEAおよび海外電力調査会を訪問したので、併せて以下のとおり報告する。

2. 国際原子力法スクールについて

(1) スクールの概要

国際原子力法スクールは、1990年代、チェルノブイリ事故に伴う原子力停滞期に原子力安全文化の強化とそれを担う人材育成の要請を背景に、原子力の平和利用等に関する法的問題について、国際的な視野から研究および情報交換する趣旨の下、2001年にOECD/NEAとフランスのモンペリエ大学の協力により開催されたことに端を発する。対象者は、原子力に関連する政府機関、民間、法曹界等の若手であり、講師陣には、この分野で世界的に著名な大学教授や関係機関の専門家を迎え、原子力に関して幅広い内容をテーマとする教育プログラムが組まれた。当研究所からは、第1回目からほぼ毎年1名ないし2名の研究員が参加している。今年で17回目を

数える今回のセッションには、多数のNEA非加盟国を含む約40か国から64名の参加者が出席した。2011年の福島第一原子力発電所事故後、原子力の安全確保が重要課題に位置付けられている我が国の現状を踏まえると、このスクールに参加し、各国の若い専門家と共に原子力の安全文化をはじめ、法的課題に触れることは、スクールの原点に通ずるものがあり、大変意義深いことであると感じた。



(講義の様子)

(2) カリキュラムと進め方

カリキュラムは、原子力安全、核物質防護・テロ対策、核不拡散の3Sを軸とし、原子力法制の枠組

を国際的な視野から網羅する内容で、国内の原子力法制との関連性を確認できる良い機会にもなった。合計10日間にわたるカリキュラムの概要は、以下のとおりである。

- 第1日 原子力法概論
- 第2日 放射線防護, 原子力規制
- 第3日 原子力安全, 緊急時対応
- 第4日 環境保護, 放射性廃棄物管理
- 第5日 使用済燃料, 廃止措置
- 第6日 核輸送, 核物質防護, 核セキュリティ
- 第7日 核不拡散, 保障措置
- 第8日 原子力損害賠償, 原子力保険
- 第9日 原子力の輸出入管理, 開発計画上の問題
- 第10日 原子力法における最新動向

授業は、講師による講義、パネルディスカッションのほか、ケース・スタディとして、与えられたテーマを昼休み中にグループでディスカッションし、導いた結論を午後の授業で発表するミッションが計3回課せられた。英語でのディスカッションは、少なからず困難を伴うものであったが、各国の事情に基づく意見を聞くことができ、参考になった。

授業において印象に残ったことは、外国人参加者の積極的な自己主張であった。講義中に講師の説明を遮って質問や意見を投げかけ、グループ・ディスカッションでは、自らリーダー役・プレゼン役を申し出て活発な討論を展開していた。

カリキュラム以外では、参加者とプライベートの食事に出かけ、また、休日に組まれた近郊のバスツアーを利用し、有名な建造物の観光を堪能するとともに参加者と交流を深めることができた。

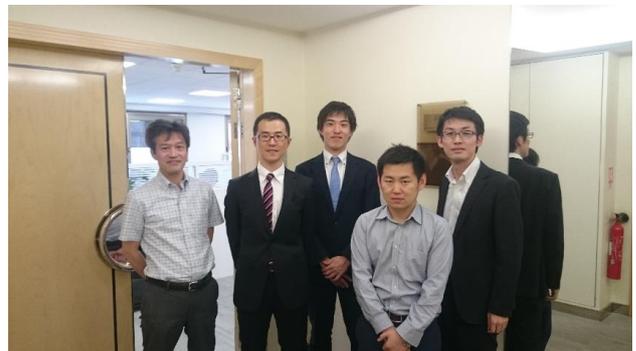


(卒業セレモニーでの参加者全員の記念写真)

3. OECD/NEAおよび海外電力調査会の訪問

スクールの全カリキュラム終了後、現地の皆さまのご協力を得て、パリに事務所を構えるOECD/NEAおよび海外電力調査会欧州事務所を訪問し、意見交換を行った。OECD/NEAでは、日本から同法務部門に出向されている小野真沙美様にご対応いただき、日本の原子力損害賠償訴訟、「トモダチ作戦」訴訟等について、意見交換を行った。

また、海外電力調査会では、伊勢公人副所長、山口浩臣様、守下志强様、佐藤工様にご対応いただき、欧州電気事業制度の最近の動向について説明を受け、再生可能エネルギーの普及が系統、火力発電等に与える影響等をご教示いただいた。



(海外電力調査会欧州事務所にて)

左から伊勢副所長、栗林研究員、戸本研究員、守下様、山口様

4. おわりに

今回の海外出張を通じて、国際的な視野から原子力をめぐる法的論点に触れることができた。原子力の平和利用に携わる参加者の積極的な姿勢にも啓発を受け、交流を深められたことは、非常に貴重な体験であった。この体験を今後の研究に活かしていきたい。

最後に、今回の出張に際してご多忙の中、ご協力いただいた多数の方々に、この場を借りて深く感謝申し上げます。

研究班の動き

(8・9月)

原子力損害賠償に関する法的論点検討班

9月19日の第4回研究会では、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授の山口彰様より「原子力の残留リスクと不確かさ—原子力利用の正当性について—」というテーマでご報告いただいた。原子力の抱えるリスクや不確かさについて概観した後、その残留リスクを受け容れることおよび管理することについて、諸外国の考え方の比較も交えてご報告いただいた。

環境に関する法的論点検討班

8月18日の第3回研究会では、下村研究委員より「気候変動適応と環境法」というテーマでご報告いただいた。現在は緩和に関する議論が中心となっている環境法分野において、今後、不可避と考えられる気候変動への適応に関する法的な議論の必要性が顕在化してきたときに、従来の環境法がどのような変容を遂げることになるのかという点について議論を行った。

9月26日の第4回研究会では、前田主査より「伊那太陽光発電スラップ訴訟」というテーマでご報告いただいた。太陽光発電設備設置事業者が、住民説明会における住民の発言や設置反対運動により設置計画を断念せざるを得なかったとして、当該住民に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた標記訴訟を主な題材として、違法とされるべきスラップ訴訟の成立要件について議論を行った。

公益事業に関する規制と競争政策検討班

9月29日の第4回研究会では、土田研究委員より

「エネルギー事業と最恵国待遇(MFN)条項、プラットフォーム間均等(同等)条項(APPA)」というテーマでご報告いただいた。エネルギー分野の価格比較サイトや、アマゾンに対する欧州委員会の確約決定・公取委の公表文を題材として、MFN条項・APPA条項の反競争的効果等について検討した。

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

9月27日の第7回研究会では、栗林研究員より「再生可能エネルギー普及政策の変遷」というテーマで報告を行った。再生可能エネルギーの普及を図るために外国の先進事例を参考にしながら、日本がRPS法、余剰買取制度を経て全量買取制度へと政策変更していった経緯を振り返るとともに、各制度の特徴を解説した。また、発電事業者に対して投資の確実性を提供しつつ、かつ、市場原理を導入する目的で、近年欧州で採用されているFIP、CfDおよび入札制度の概要、実績等についても言及し、各制度の特徴を比較した。

原子力安全に関する法制度検討班

9月25日の第4回研究会では、川合研究委員より「原発の設置・運転手続における住民参加・合意形成に関する予備的検討——ドイツ原子力法上の私法関係形成効をめぐる——」というテーマでご報告いただいた。ドイツにおける原子力発電所の設置・運転許可の私法関係形成効についてご説明いただいた後、日本やフランスの国内法を比較対象としながら、各国の訴訟手続の違いについて検討した。

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(事務課長異動)

(退職)

目黒 博雄 (9月30日付)

新着図書案内	(8・9月)
--------	--------

書名	著者	出版社
LPガス販売店のための法律Q&A [第5版]	松山 正一, 小田 昌慶, 菊池 啓 監修 ノラ・コミュニケーションズ 編	諏訪書房 ノラ・コミュニケーションズ
「審決・命令・警告」徹底整理 景品表示法の理論と実務	林 秀弥, 村田 恭介, 野村 亮輔	中央経済社
原子力損害賠償法改正の動向と課題	桐蔭横浜大学法科大学院原子力損害 と公共政策研究センター	大成出版社

日本エネルギー法研究所月報 (隔月発行)

2017. 10. 31 Vol. 248

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田7-9-2
KDX五反田ビル8F
電話 03-6420-0902 (代)
URL <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。